

会社の設立手続き

C・O・N・T・E・N・T・S

はじめに	1 ページ
1 章 会社設立の前に確認すべきこと	1 ページ
2 章 設立の具体的手順	2 ページ

はじめに

本レポートは、

会社を興そうとお考えの方を対象として、
日本の会社が採用している組織形態の大半を占める
株式会社、有限会社の設立手順をご紹介します

という目的で作成したものです。

本レポートに関連するものとして以下のレポートもご用意しています。
ぜひ、ご活用ください。

< 関連レポート一覧 >

・ 株式会社・有限会社設立費用	800693
・ 会社の設立、どんな形が有利か	800613
・ 有限会社から株式会社への組織変更	802056

1章 会社設立の前に確認すべきこと

会社設立にはさまざまな動機が考えられます。たとえば、「脱サラして何かやりたいから」「ずっと個人事業でやってきたが、そろそろ事業を拡大したいから」「個人事業でやるよりも節税できるから」などの理由です。確かに法人化すれば個人事業に比べ「資金調達力の向上」「損金が認められやすい」などのメリットはあります。

しかし、同時に、大きな社会的責任が生じることを覚悟しなければなりません。

社会的責任は、「株主」「取引先」「従業員」など会社にかかわるすべての人たちに対して発生します。これらの人々はそれぞれの立場の違いこそあれ、

相手が個人ではなく「会社」であるからこそ信用し、
資本や労働力の提供を行なっているのです。

つまりいったん会社として登記したからには、苦しくなったからといって簡単に潰してしまうことは決して許されないのです。また、

会社設立にはさまざまな事務手続きや多額の設立資金が必要となります。

これらはとても片手間で処理できるものではなく、必ずやり抜くといった強い意志が必要となります。したがって、脱サラにせよ個人事業からの転換にせよ、会社設立を決断する際には、単に法人化による目先のメリットに惑わされるのではなく、

- ・どうしてもこの事業をやりたいという強い意志
 - ・少なくとも数年後には軌道に乗せられるという明確な事業計画
 - ・ある程度の不測の事態に耐えられるだけの資金的余力
- などが備わっているかどうかを十分に検討すべきなのです。

これらの条件が満たされて、はじめて会社設立を実行に移すことができます。

2章 設立の具体的手順

株式会社、有限会社の設立は、おおむね次のような手順で行なわれます。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1. 設立形態の決定 | 5. 出資金の払込および書類提出 |
| 2. 商号の決定 | 6. 創立総会・取締役会の開催（株式会社のみ） |
| 3. 定款の作成 | 7. 設立登記申請書作成および登記申請 |
| 4. 定款の認証 | 8. 諸官庁への届出 |

本章ではこれらの手順に沿って詳細を説明します。

1. 設立形態の決定

株式会社か有限会社、どちらかの会社形態を選択することになりますが、設立方法や運営方法に大差があるわけではなく、

- ・社会的な信用では株式会社が有利
- ・設立、運営のしやすさでは有限会社が有利

といった程度の区別で捉えることができます。

次に株式会社と有限会社のおもな特徴をまとめます。

	株式会社	有限会社
発起人（出資者）	1人以上	1人以上50人以下
株主・社員の責任	有限責任	有限責任
最低資本金	1000万円	300万円
出資者名称	株主	社員
取締役	3人以上	1人以上
代表取締役	1人以上	任意
監査役	1人以上	任意
役員任期	2年（監査役は4年）	制限無し
最高決定機関	株主総会	社員総会
出資証書の発行	株券発行が必要	発行できない
出資持分の譲渡	定款で規制される場合を除き原則自由	社員以外に譲渡する際は社員総会決議が必要
創立時の出資者総会	・募集設立では株主総会と取締役会の開催 ・発起設立では取締役会の開催	定款への一定事項の記載を条件に省略可能
計算書類の公開	官報などに公告	不要

（商法特例法が適用される大会社は除く）

2. 商号の決定

社名をつける場合には、次のような制限事項があります。

- a 商号の中に会社形態を示す語を必ず入れる
例： 株式会社、有限会社 など
- b 特別法で定められる会社は、その業務を示す文字を用いなければならない
例：株式会社 銀行、 海上火災保険株式会社など
- c 行政機関類似名は使えない
- d 法律によって使用できない名前もある
例：銀行以外の法人で 銀行は名乗れないなど
- e 文字は漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字で、常用漢字でなくてもよい
- f 会社の一営業部を示すような文字を付加して登記することはできない
例： 株式会社 部など
- g 代理店・特約店という文字を商号中に使用しても差しつかえない
- h 他の会社の登記した同一あるいは類似の商号は、同一市町村内では同一営業のために登記することはできない（*）

（*）同一あるいは類似商号の調査

同一市町村内で同一営業を行なっている他社と、同一あるいは類似の商号を登記することはできないので、事前に本店（本社）を置く市町村の所轄の登記所で調べる必要があります。具体的には、所轄の法務局、地方法務局、またはその出張所で、所定の登記簿閲覧申請書に予定の商号や本店の住所を記入して提出することにより、商号を記載してある「登記簿台帳」を閲覧できます。

これによって類似商号を調べることになるわけですが、類似性に疑問がある場合には、担当官に聞くとそれを判断してもらえます。

3. 定款の作成

会社の設立目的などを記載した「定款」を作成する必要があります。定款への記載事項には次のようなものがあります。

絶対的記載事項（定款への記載が絶対に必要であり、この記載が欠けると定款自体が無効になってしまうような事項）

- a 商号
 - b 目的など
 - c 本店の所在地
 - d 会社決算の公告の方法（有限会社に関しては不要）
 - e 発行を予定している全株式数（有限会社に関しては「各社員の出資の口数」）
 - f 有限会社に関しては「出資一口の金額」。なお、平成13年商法改正により額面株式制度は廃止されたため、定款の記載事項からも当然削除された。
 - g 会社が設立に際して発行する株式の総数（有限会社に関しては不要）
 - h 発起人の氏名および住所（有限会社に関しては「社員の氏名および住所」）
- なお、絶対的記載事項については、次のような規定がありますのでご注意ください。

	受け付けられない表現	受け付けられる表現
違法のため使用できない表現	両替商	金融業
	生命保険代理業	生命保険募集業 生命保険仲介業
	結婚に関する調査	結婚仲介業
明確性・具体性に欠ける表現 『日本標準産業分類』の中分類以下の業種が一応の基準	水産業	漁業および水産養殖業
	雑貨販売	日用雑貨、家庭用雑貨の販売 (種類冠記もよい)
	不動産業	不動産の売買、賃貸、管理業
	娯楽業、観光業	遊戯場、旅館などの施設の運営および賃貸、旅行業
以前は受け付けてもらえなかったが、現在は受け付けてもらえるもの		カルチャーセンター、コンビニエンスストア
		P R、P L A N (*)
以前は受け付けてもらえたが、現在は受け付けてもらえないもの	リース業	物品賃貸業、貸金業など
<p>(注意)</p> <p>目的の明確性および具体性については、判断の基準が常に変動しています。また、その基準も明確でないので事前に登記官に相談し、判断してもらっておくと安心です。</p>		

* 商業登記規則等の一部改正により、平成14年11月1日から商号にローマ字、その他の符号で法務大臣が指定するものを用いることができることになりました。

相対的記載事項（記載が無くても定款は無効にならないが、定款以外で取り決めるのでできない事項）

- a 株式の譲渡制限
- b 議決権の代理行使の代理人の資格制限
- c 株主名簿の閉鎖と基準日の設定
- d 利益配当の除斥期間
- e 無記名株式の発行
- f 現物出資
- g 財産の引受
- h 株主総会の決議方法
- i 取締役・監査役の任期の伸長
- j 取締役会の決議方法
- k 取締役会招集期間の短縮
- l 会社の負担に帰すべき設立費用
- m 取締役選任の累積投票の排除

任意的記載事項（定款に記載する必要もなく、定款以外で規定することもできるが、いったん定款に記載された内容については、定款の変更を行わない限りその事項の変更ができなくなるような事項）

- a 株式の名義書換、株券の再発行の手続きおよびその手数料
- b 事業年度
- c 定時総会招集の時期
- d 株主総会の議長
- e 取締役・監査役の員数
- f 取締役の中から代表取締役・専務などを決める方法
- g 取締役会の組織
- h 利益処分の方法
- i 新株予約権付社債の発行事項

4．定款の認証

定款は公証人の認証を受けてはじめて正式な定款となります。

定款の認証をしてもらう公証人は、
設立会社の本店を管轄する法務局所属の公証人なら誰でもよいことになっています。

公証人が在籍している公証人役場に持参するものは次の通りです。

- a 定款 3 通（うち 1 通は 4 万円の収入印紙を貼ったもの）
- b 社員または発起人全員の印鑑証明（発行後 6 カ月以内のもの）
- c 委任状（全員が公証人役場に行くことができない場合）
- d 認証手数料 5 万円
- e 謄本交付手数料 1 ページ 2 5 0 円 × ページ数

認証が無事に終われば、定款の 2 通が戻されます。そのうち、「会社保存原本」と押印されたものを会社に保存しておき、もう 1 通を登記手続きに使います。

5．出資金の払込および書類提出

出資金の払込を扱うことができるのは、銀行などの決められた金融機関に限定されています。払込取扱金融機関を選ぶ場合に重要なことは、

相互理解と信頼をもとに融資を受けたり経営情報を受けられるところかどうか

を見極めることであり、以後もメインバンクとしてつき合えるところを選択すべきです。
次に払込を取り扱うことができるおもな金融機関をあげます。

- ・銀行・信用金庫および信用金庫連合会
- ・信用協同組合・農業協同組合
- ・商工組合中央金庫・労働金庫、労働金庫連合会
- ・信託会社

払込の委託の申込は、「株式（出資）申込事務取扱委託書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して金融機関へ提出します。

【株式会社の場合】

- a 定款（コピー）
- b 発起人会議事録
- c 株式申込証の見本（発起設立では不要）
- d 株主名簿（コピー）
- e 発起人総代の印鑑証明書

【有限会社の場合】

- a 定款（コピー）
- b 社員名簿（コピー）
- c 社員代表の印鑑証明書

発起人は申込期日までに出資金の払込をしなければなりません。払込が完了しますと、金融機関から「払込金保管証明書」が交付されますが、

あわせて、株式（出資）申込取扱証明書をもらっておく方がよいでしょう。

設立登記の際には申込の証明書類が必要で、「株式（出資）申込取扱証明書」であれば1通で済みますが、払込金保管証明書では申込をした人数分が必要となるためです。

設立登記の完了後に、払込金融機関から保管金を戻してもらいます。そのとき登記簿謄本と代表取締役の印鑑証明書の提出を求められる場合がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

6. 創立総会・取締役会の開催

株式会社を設立する場合には、創立総会の開催が義務づけられています。次に創立総会の内容について簡単にまとめます。

開催場所	定款に記載されている本店所在地、または隣接地
開催時期	原則として株式払込完了後2週間以内
招集手続き	会議開催の2週間前までに、全株式引受人に招集通知を出す（ただし、通知の発送日と開催日は含みません）
決議方法	次の2つの条件を満たすこと a 総会に出席した株式引受人の持つ議決権の3分の2以上の賛成 b 全引受株式の過半数にあたる賛成
決議事項	次の5点について決議します a 発起人から会社の創立に関する事項について報告を受けること b 定款を承認し、または変更すること c 取締役・監査役を選任すること d 設立経過の調査をすること e 取締役・監査役の報酬を決めること

創立総会の招集期間は2週間ですが、次のような場合は短縮することもできます。ただし、aの場合は、創立の登記の申請書に「創立総会招集期間短縮の同意書」を添付する必要があります。

a 株式引受人全員が招集期間の短縮に同意するとき

b 創立総会の議事録で、株式引受人全員が出席し、議決権を行使していることが認められるとき

取締役は法人ではなく個人に限定され、1人で同一の会社の取締役と監査役を兼任することはできません。また、取締役は株式引受人に限定する必要はなく、企業経営の手腕のある人を広く社外から求めることができます。ただし、次のような場合は欠落者として取締役にたれません。

a 商法犯罪者（有罪確定から刑の執行終了後2年間）

b 非商法犯罪者（有罪確定から刑の執行終了まで。執行猶予は可）

c 被後見人、被保佐人（資格証明書で確認）

d 破産者で復権していない者

取締役会はいつ開催してもよく、特に制限はありませんが、

一般には取締役選出後、創立総会の直後に開く場合が多いようです。

これは、会社の設立登記の申請人が代表取締役と決められているので、できるだけ早く取締役会を開いて、代表取締役を選任する必要があるという理由からです。

取締役会で決議すべき事項は次の通りです。

a 代表取締役の選出

b 共同代表について

c 本店の所在地の町名・地番の決定（定款で最小行政区画の場合）

d 支店設置の決定

e 業務の責任者の選出

7. 設立登記申請書作成および登記申請

設立の登記は、

・株式会社は創立総会后2週間以内、

・有限会社は出資金払込後2週間以内に

代表取締役が必要書類を揃えて行なう必要があります。

登記しなければならない事項は次の通りです。

a 商号

b 目的

c 本店所在地

d 公告の方法（株式会社のみ）

e 発行株式の総数および、会社の設立に際して発行する株式の総数（株式会社のみ）

f 資本の総額

g 出資の1口の金額（有限会社のみ）

h 役員に関する事項

・取締役の氏名、住所（株式会社では住所は不要）

・代表取締役の氏名、住所（有限会社では住所は不要）

・共同代表の規定

・監査役の氏名、住所（株式会社では住所は不要）

その他にも、定款で定めている場合にのみ登記すべき事項もありますので、その例を次にあげます。

a 株式の譲渡制限（株式会社のみ）

b 支店の住所

など

登記に必要な書類を次にまとめます。

	株 式 会 社	有 限 会 社
1	株式会社設立登記申請書	有限会社設立登記申請書
2	登録免許税納付台紙	登録免許税納付台紙
3	定款	定款
4	株式申込取扱証明書	
5	株式払込金保管証明書	出資金保管証明書
6	創立総会議事録	
7	取締役・監査役の調査報告書	
8	取締役会議事録	
9	代表取締役の印鑑証明書 (発行3カ月以内のもの)	取締役の印鑑証明書 (発行3カ月以内のもの)
10	印鑑届書	印鑑届書
11	登記用紙	登記用紙
12	委任状	委任状

8 . 諸官庁への届出

登記の完了をもって会社の設立となりますが、その後ただちに税務署などへ提出すべき書類があります。次に提出が必要なおもな書類を表にまとめました。なお、すべての必要書類を明記することはできません。業種などによっても必要な書類は異なる場合がありますので詳細に関しては、直接、各官庁へお問い合わせください。

(1 / 2)

名 称	提出先	提 出 期 限	添 付 資 料
法人設立届出書	税務署	設立後2カ月以内	a 貸借対照表 b 定款の写し c 登記簿謄本 d 株主(社員)名簿 e 現物出資を受けた場合は、出資者の氏名、出資金額、出資物の明細書 f 設立趣意書
給与支払事務所などの開設届出書		事務所開設後1カ月以内	
青色申告の承認申請書		設立後3カ月を経過した日、または事業年度終了日のいずれか早い日の前日	

名 称	提出先	提出期限	添付資料
棚卸資産の評価方法の届出書	税務署	第1期事業年度の確定申告書の提出期限	
有価証券の評価方法の届出書		取得日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	
減価償却資産の償却方法の届出書		第1期事業年度の確定申告書の提出期限	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		特例を受けようとする月の前月末まで	
事業開始など申告書(都23区)	税務事務所	事業開始の日から15日以内	a 定款 b 登記簿謄本
法人設立申告書(都23区以外)	市区町村役場	設立から1カ月以内	a 定款 b 登記簿謄本
適用事業報告	労働基準監督署	適用事業(従業員を雇用した時)となったとき遅滞なく	
労働者名簿		従業員を雇用したとき	
就業規則届		常時10人以上の従業員を雇用するに至ったとき、就業規則を作成後遅滞なく	a 就業規則 b 意見書
時間外労働、休日労働に関する協定書		時間外または休日に労働させようとする場合協定書を作成後遅滞なく	労働者代表との書面による協定書の写し
賃金台帳		賃金計算の基礎となる事項、賃金の額、その他命令に定める事項を賃金の支払いの都度、遅滞なく記入	
建設物、機械など設置届		製造業、電気、ガス、自動車整備、機械修理業で、建設物もしくは機械など(電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上のもの)を設置する場合、着工30日前までに	機械などの設置に関する書面または図面
労働保険関係成立届(*)		労働保険関係が成立した場合、その翌日から10日以内	

(*) 労働保険関係成立届については、事業の区分に応じて提出先が次のようになります。

a 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない場合および二元適用事業で労災保険のみ成立している場合

.....所轄労働基準監督署長

b 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する場合
および二元適用事業で雇用保険のみ成立している場合

……………所轄公共職業安定所長

二元適用事業とは、

- ・ 都道府県および市町村並びにこれに準ずるものの行なう事業
- ・ 港湾労働法の適用される港湾における港湾運送の事業
- ・ 農林・畜産・養蚕・水産の事業
- ・ 建設の事業

を指し、一元適用事業とはそれ以外の事業を指します。

名 称	提出先	提出期限	添付資料
健康保険・厚生年金 保険新規適用事業所 届	社会保険事 務所	適用事業所となった場 合、その日の翌日から 起算して5日以内	a 被保険資格取得届 b 被扶養者届 c 登記簿謄本 d 給与規定 e 労働者名簿 f 賃金台帳 g 出勤簿またはタイムカ ード h 総勘定元帳または現金 出納帳 i 源泉所得税の領収証 j 保険料納入誓約書 k 口座振替依頼書 l 厚生年金保険被保険者 証（年金手帳）

（監修：弁護士 本間伸也）

- 以 上 -

<<本資料のご利用にあたって>>

会社を設立するには、本資料でご紹介した事項以外にも留意しなければならない点が多
くあります。したがって、こうした各手続きの詳細につきましては、法務局、税務署など
の各相談窓口、あるいは司法書士、税理士などの専門家にお問い合わせください。

2003年2月発行

本レポートの作成につきましては万全を期しておりますが、ご利用者のご活動の結果に
ついてはいかなる責任をも負いかねます。何卒、ご了承下さい。

本レポートの無断複製・転載を禁じます。 copyright (株)ベンチャー・リンク